

八ツ場ダム費用支出差止等住民訴訟

意見陳述書

八ツ場ダムが茨城県民にとって利水、治水両面からともに不要であること、その無用な公共事業に県税をつぎ込むべきでないという点については、これまでの陳述で意見を述べさせていただいた。また、その根拠の詳細については、別途準備書面で明らかにする。

今回は、茨城県との関係が希薄に見える当該事業が茨城県にとって身近で大変重大な利害関係を引き起こし、茨城県民が損害を蒙る恐れがあるとう点およびそのためには実質審議が必要であるとう点について陳述させて頂きたい。

1. 歴史に残る最下流域の悲劇

現在、本県の利根川水系における治水対策は十二分に講じられているが、歴史的にはそうではない。利根川およびその支流の河川水は、本県沿いの利根川を流下し太平洋に放流される。そのため利根川下流域および霞ヶ浦周辺の住民は、利根川諸開発によって引き起こされる洪水で甚大な被害を受け続けてきた。すなわち、国は、ある時は舟運の航路を確保するという理由で、ある時は東京圏の洪水を防止するという理由で、また、ある時は足尾銅山の鉱毒を東京圏から排除するという理由で本県沿い利根川へ河川水を流路を変えて流下させ、利根川沿いの利根川および霞ヶ浦周辺地域を長年にわたって洪水常襲地域においやり、周辺茨城県民を苦しめた。

2. 利根川の恩恵と水不足

一方、利根川は利水という恩恵を茨城県にも、もたらすが利根川最下流に位置する本県は、水不足の場合には最初に被害を蒙るという状況にもたたされてきた。今回の八ツ場ダム建設は、不要な利水・治水事業によって、上流で通年 9.59、冬季手当 12.63 m³/秒の 22.209 m³/秒の都市用水を開発するものである。これによって下流への流量が影響を受けることになる。したがって、当該事業は、前述した 1. の洪水による被害とは逆の被害を引き起こす危険性を内包する。

上流で貯水・取水を行うことで利根河口堰における開発水量、河川維持用水量確保の安全性あるいはその霞ヶ浦開発事業に与える影響等を確認する義務が被告にはあるが、そのことを確認し本県に不利益が生じないことを確認した上で、被告は事業の継続に同意されたのであろうか。

利根川は銚子で太平洋に流れ出し、北上する黒潮に誘因されて、その河川水が鹿島灘沿岸に拡散し、シラスやチョウセンハマグリ漁場を、河口では、ヤマトシジミの漁場を涵養してきた。また、アユ、サケ、ウナギの遡上を促し、県民に多大な恩恵をもたらしてきた。

上流からの流量が減少することで、これらの漁業に影響が生じることはさげられないものと考えら

れる。

3. 霞ヶ浦浄化への懸念

さらに、本県沿い利根川において流量あるいは流速が低減したり、流況が不安定化することで水中の窒素やリンの濃度が上昇し、利根川が湖沼的性格を帯び、植物プランクトンの増殖を促し、河川水のBODやCODを上昇させるのではないかと懸念される。利根川の窒素、リン、CODが霞ヶ浦のそれを上回る危険性も起こり得るわけで、その場合には、利根導水路による霞ヶ浦導水事業が不可能となる。

霞ヶ浦導水事業については、事業実施によって霞ヶ浦のCODが、国の予測に反して上昇する危険性のあることを霞ヶ浦導水事業費用支出差止等住民訴訟準備書面で指摘し、論文としても公表した（霞ヶ浦研究14, 83-94, 浜田他2003）。そのような場合には、上昇したCODを下げるために新たな浄化費が必要となり、まったく無駄な支出をし続けることになる旨を指摘したが、このような重大な問題の実質審議が無視されてきた。今回の場合も、全く同じ問題があり、その検討が必要である。

4. 県民の利益・福祉に反する事業に支出すべきでない。

今回の陳述で指摘したい第一点は、八ツ場ダム建設によって茨城県民が上記等の損害を蒙る危険性があり、その危険性の程度を適正に判断しなければならない義務が被告にはある。その義務が遂行されていないという点である。

地方財政法第4条1項では「地方公共団体の経費は、その目的を達するため必要かつ最小限をこえて支出してはならない」とあるが、この場合に事業継続に同意するということは、それを遙かに越える背任、「県民の利益や福祉という目的に反する事業に支出する」ことであり、この行為は明白な違法行為である。

第二点は、当該事業の妥当性の検討についてである。

幸いなことに、当該事業の妥当性は、当住民訴訟の中で検討する機会が残されている。被告が怠った当該事業の妥当性が本法廷における実質審議を通して明らかにされることを期待したい。

司法の厳正なる判断を心より願います。

浜田篤信（美野里町江戸 90-175）

2006年2月28日